

令和5年12月定例会議会議案一覧

議案番号	件名
報告10	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案76	監査委員の選任について
議案77	豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案78	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
議案79	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案80	豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について
議案81	令和5年度豊明市一般会計補正予算（第8号）について
議案82	老人福祉センター及び陶芸会館の指定管理者の指定について
議案83	豊明市福祉体育館、体育施設及び豊明文化広場の指定管理者の指定について
議案84	豊明市農業政策計画検討委員会設置条例の制定について
議案85	豊明市下水道事業経営検討委員会設置条例の制定について
議案86	豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
議案87	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案88	豊明市立保育所設置条例の一部改正について
議案89	財産の無償譲渡について（内山保育園）
議案90	豊明市空家等対策協議会設置条例の一部改正について
議案91	令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）について
議案92	令和5年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案93	令和5年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案94	令和5年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）について

選任 3	議会運営委員会の補欠委員の選任について
------	---------------------

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和5年11月2日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金132,000円
- 2 原因 公用車による物損事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和5年9月1日 午前8時50分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市新田町西筋地内
 - (3) 事故の経過 上記場所において、集合住宅駐車場のブロック部に接触したものの。
 - (4) 相手方の損傷 集合住宅駐車場のブロック部の損壊
 - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

議案第76号

監査委員の選任について

下記の者を、監査委員に選任するものとする。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 井 上 新
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 77 号

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和49年豊明市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の160」の次に「、12月に支給する場合には100分の180」を加える。

第2条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の180」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第78号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

議案第79号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「「100分の67.5」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000

務 職 員 以 外 の 職 員	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				

69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				

	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第25条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円
定年前再任用短時間勤務職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
職員以外の職員	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200

24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	

74	222,300	256,300	287,200	314,100
75	222,600	256,700	287,900	314,600
76	223,000	257,100	288,700	315,000
77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	

	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700
備考	この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。					

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」」を「「100分の122.5」」に、「「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の68.75」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 80 号

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、愛知県人事委員会の勧告に伴い必要があるからである。

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例（令和2年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		181,500	198,000
2		183,000	200,200
3		184,600	202,300
4		186,200	204,600
5		187,800	206,700
6		189,700	208,900
7		191,600	211,000
8		193,500	213,200
9		195,300	215,400
10		197,400	217,900
11		199,500	220,300
12		201,500	222,500
13		203,600	225,000
14		205,700	226,700
15		207,900	228,200
16		210,000	229,800
17		212,300	231,500
18		214,400	232,900
19		216,700	234,100

2 0	2 1 8, 6 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 1	2 2 0, 9 0 0	2 3 7, 2 0 0
2 2	2 2 2, 5 0 0	2 3 8, 9 0 0
2 3	2 2 4, 1 0 0	2 4 0, 6 0 0
2 4	2 2 5, 6 0 0	2 4 2, 3 0 0
2 5	2 2 7, 1 0 0	2 4 3, 8 0 0
2 6	2 2 8, 2 0 0	2 4 5, 9 0 0
2 7	2 2 9, 4 0 0	2 4 7, 8 0 0
2 8	2 3 0, 6 0 0	2 4 9, 8 0 0
2 9	2 3 2, 1 0 0	2 5 1, 5 0 0
3 0	2 3 3, 7 0 0	2 5 4, 0 0 0
3 1	2 3 5, 2 0 0	2 5 6, 4 0 0
3 2	2 3 6, 7 0 0	2 5 8, 9 0 0
3 3	2 3 8, 1 0 0	2 6 1, 3 0 0
3 4	2 3 9, 7 0 0	2 6 3, 8 0 0
3 5	2 4 1, 5 0 0	2 6 6, 1 0 0
3 6	2 4 2, 9 0 0	2 6 8, 4 0 0
3 7	2 4 4, 2 0 0	2 7 0, 6 0 0
3 8	2 4 5, 7 0 0	2 7 2, 9 0 0
3 9	2 4 7, 1 0 0	2 7 5, 4 0 0
4 0	2 4 8, 5 0 0	2 7 7, 5 0 0
4 1	2 4 9, 9 0 0	2 7 9, 9 0 0
4 2	2 5 1, 2 0 0	2 8 2, 2 0 0
4 3	2 5 2, 4 0 0	2 8 4, 5 0 0
4 4	2 5 3, 7 0 0	2 8 6, 6 0 0
4 5	2 5 5, 1 0 0	2 8 8, 8 0 0
4 6	2 5 6, 4 0 0	2 9 1, 0 0 0
4 7	2 5 7, 6 0 0	2 9 3, 2 0 0
4 8	2 5 8, 8 0 0	2 9 5, 1 0 0

4 9	2 5 9, 9 0 0	2 9 7, 3 0 0
5 0	2 6 1, 2 0 0	2 9 9, 0 0 0
5 1	2 6 2, 6 0 0	3 0 0, 9 0 0
5 2	2 6 3, 6 0 0	3 0 2, 6 0 0
5 3	2 6 4, 7 0 0	3 0 3, 9 0 0
5 4	2 6 6, 1 0 0	3 0 6, 0 0 0
5 5	2 6 7, 2 0 0	3 0 7, 9 0 0
5 6	2 6 8, 2 0 0	3 1 0, 0 0 0
5 7	2 6 9, 2 0 0	3 1 2, 0 0 0
5 8	2 7 0, 2 0 0	3 1 4, 2 0 0
5 9	2 7 1, 3 0 0	3 1 6, 4 0 0
6 0	2 7 2, 3 0 0	3 1 8, 7 0 0
6 1	2 7 3, 2 0 0	3 2 0, 8 0 0
6 2	2 7 3, 9 0 0	3 2 3, 2 0 0
6 3	2 7 4, 6 0 0	3 2 5, 4 0 0
6 4	2 7 5, 3 0 0	3 2 7, 6 0 0
6 5	2 7 6, 0 0 0	3 2 9, 7 0 0
6 6	2 7 7, 2 0 0	3 3 1, 3 0 0
6 7	2 7 8, 3 0 0	3 3 2, 8 0 0
6 8	2 7 9, 4 0 0	3 3 4, 3 0 0
6 9	2 8 0, 8 0 0	3 3 6, 1 0 0
7 0	2 8 2, 2 0 0	3 3 8, 1 0 0
7 1	2 8 3, 4 0 0	3 4 0, 2 0 0
7 2	2 8 4, 7 0 0	3 4 2, 1 0 0
7 3	2 8 5, 5 0 0	3 4 4, 0 0 0
7 4	2 8 6, 4 0 0	
7 5	2 8 7, 4 0 0	
7 6	2 8 8, 5 0 0	
7 7	2 8 9, 4 0 0	

7 8	2 9 0, 4 0 0	
7 9	2 9 1, 5 0 0	
8 0	2 9 2, 4 0 0	
8 1	2 9 3, 2 0 0	
8 2	2 9 4, 0 0 0	
8 3	2 9 4, 8 0 0	
8 4	2 9 5, 6 0 0	
8 5	2 9 6, 6 0 0	
8 6	2 9 7, 4 0 0	
8 7	2 9 8, 1 0 0	
8 8	2 9 8, 9 0 0	
8 9	2 9 9, 8 0 0	
9 0	3 0 0, 7 0 0	
9 1	3 0 1, 7 0 0	
9 2	3 0 2, 4 0 0	
9 3	3 0 2, 7 0 0	
9 4	3 0 3, 4 0 0	
9 5	3 0 4, 1 0 0	
9 6	3 0 4, 8 0 0	
9 7	3 0 5, 6 0 0	
9 8	3 0 6, 4 0 0	
9 9	3 0 7, 2 0 0	
1 0 0	3 0 7, 9 0 0	
1 0 1	3 0 8, 6 0 0	
1 0 2	3 0 9, 0 0 0	
1 0 3	3 0 9, 5 0 0	
1 0 4	3 0 9, 9 0 0	
1 0 5	3 1 0, 1 0 0	
1 0 6	3 1 0, 4 0 0	

1 0 7	3 1 0, 7 0 0	
1 0 8	3 1 0, 9 0 0	
1 0 9	3 1 1, 1 0 0	
1 1 0	3 1 1, 3 0 0	
1 1 1	3 1 1, 6 0 0	
1 1 2	3 1 1, 9 0 0	
1 1 3	3 1 2, 1 0 0	
1 1 4	3 1 2, 3 0 0	
1 1 5	3 1 2, 5 0 0	
1 1 6	3 1 2, 8 0 0	
1 1 7	3 1 3, 1 0 0	
1 1 8	3 1 3, 3 0 0	
1 1 9	3 1 3, 7 0 0	
1 2 0	3 1 4, 0 0 0	
1 2 1	3 1 4, 2 0 0	
1 2 2	3 1 4, 4 0 0	
1 2 3	3 1 4, 6 0 0	
1 2 4	3 1 4, 9 0 0	
1 2 5	3 1 5, 2 0 0	

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 8 1 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 8 号）

議案第 8 1 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4, 9 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 3 1 2, 9 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		301,993	34,983	336,976
	1 繰越金	301,993	34,983	336,976
歳入合計		24,278,000	34,983	24,312,983

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,652,268	1,360	3,653,628
	1 総務管理費	3,045,369	1,360	3,046,729
8 土木費		2,061,614	4,623	2,066,237
	4 都市計画費	1,263,496	4,623	1,268,119
10 教育費		2,619,573	29,000	2,648,573
	1 教育総務費	769,674	29,000	798,674
歳 出 合 計		24,278,000	34,983	24,312,983

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	都市・国際交流事業	千円 1,360
10 教育費	1 教育総務費	教育振興補助事業	29,000
合 計			30,360

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
保育上・幼稚園教諭応援手当事業	令和6年度	千円 360

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	301,993	34,983	336,976
計	301,993	34,983	336,976

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1. 繰越金	34,983	前年度繰越金 34,983 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
11. 市民活動推進 費	153,742	1,360	155,102	18. 負担金、補助及 び交付金	1,360
計	3,045,369	1,360	3,046,729		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 公園事業費	192,432	4,623	197,055	14. 工事請負費	4,623
計	1,263,496	4,623	1,268,119		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	619,579	29,000	648,579	18. 負担金、補助及 び交付金	29,000
計	769,674	29,000	798,674		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 都市・国際交流事業	1,360				1,360	友好都市市民活動団体派 遣事業実行助金 1,360
計	1,360				1,360	
	1,360				1,360	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 公園施設改修事業	4,623				4,623	滑り台等遊具改修工事費 4,623
計	4,623				4,623	
	4,623				4,623	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 教育振興補助事業	29,000				29,000	新入学祝金 29,000
計	29,000				29,000	
	29,000				29,000	

議案第 82 号

豊明市老人福祉センター及び陶芸会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称
豊明市老人福祉センター及び陶芸会館
- 2 指定管理者となる団体
愛知県名古屋市中区栄一丁目 16 番 6 号
シンコースポーツ中部株式会社
代表取締役 石崎 健太
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、老人福祉センター及び陶芸会館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 83 号

豊明市福祉体育館、体育施設及び豊明文化広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称
豊明市福祉体育館、体育施設及び豊明文化広場
- 2 指定管理者となる団体
愛知県名古屋市中区栄一丁目 16 番 6 号
シンコースポーツ中部株式会社
代表取締役 石崎 健太
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市福祉体育館、体育施設及び豊明文化広場を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 8 4 号

豊明市農業政策計画検討委員会設置条例の制定について
豊明市農業政策計画検討委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、農業政策の計画の策定に関する検討委員会を設置するため必要があるからである。

豊明市農業政策計画検討委員会設置条例

(設置)

第1条 市における農業政策の計画の策定に関することを検討するため、豊明市農業政策計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画の策定に関すること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、農業政策の計画で、市長が必要と認める計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者及び機関、団体等から選出された者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 豊明市農業委員会
- (2) 農業関係団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条各号に掲げる事項の計画の策定が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 計画の策定に関する調査等のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(豊明市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部地域農政特別対策事業推進協議会の項及び人・農地プラン検討会の項を削る。

議案第 85 号

豊明市下水道事業経営検討委員会設置条例の制定について
豊明市下水道事業経営検討委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、下水道事業の経営に関する検討委員会を設置するため必要があるからである。

豊明市下水道事業経営検討委員会設置条例

(設置)

第1条 豊明市下水道事業の安定的かつ持続可能な運営のため、幅広く外部の意見を求めて一層の経営効率化を図ることを目的として、豊明市下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豊明市公共下水道事業計画に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、下水道事業経営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の活動団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別添のよ
うに定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い
必要があるからである。

豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例(昭和47年豊明市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税における出産被保険者に係る産前産後期間の保険税軽減措置を規定するため必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場

合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第27条第3項第1号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を削り、同条を第28条とする。

第26条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第27条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えな

ければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 88 号

豊明市立保育所設置条例の一部改正について
豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 5 年度末に豊明市立内山保育園を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例

豊明市立保育所設置条例（昭和49年豊明市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表内山保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 89 号

財産の無償譲渡について（内山保育園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記の財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 無償譲渡する建物の所在地
豊明市栄町内山 67 番 5、67 番 9、67 番 22
- 2 無償譲渡する建物の概要
 - (1) 豊明市立内山保育園 園舎（附帯設備を含む。）

構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	1,016.63 平方メートル
建 築 年	昭和 49 年（一部、昭和 50 年）
 - (2) 豊明市立内山保育園 倉庫

構 造	コンクリートブロック造 1 階建
延床面積	16.95 平方メートル
建 築 年	昭和 49 年
- 3 無償譲渡する相手方
広島県広島市西区庚午中一丁目 7 番 24 号
株式会社アイグラン
代表取締役 橋本 雅文
- 4 無償譲渡する日
令和 6 年 4 月 1 日

説 明

この案を提出するのは、豊明市立内山保育園の民営化に当たり、民営化後における安定的な保育事業の運営に資するため、当該建物を上記法人に無償譲渡するため、必要があるからである。

議案第90号

豊明市空家等対策協議会設置条例の一部改正について

豊明市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条ずれが生じ、規定を整理する必要があるからである。

豊明市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

豊明市空家等対策協議会設置条例（平成28年豊明市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議案第 9 1 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

議案第 9 1 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4 6, 9 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 1 5 9, 8 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,690,000	335,450	2,025,450
	1 地方交付税	1,690,000	335,450	2,025,450
14 国庫支出金		3,230,288	173,410	3,403,698
	1 国庫負担金	2,692,394	165,644	2,858,038
	2 国庫補助金	408,112	7,766	415,878
15 県支出金		1,899,079	75,988	1,975,067
	1 県負担金	1,091,963	50,515	1,142,478
	2 県補助金	655,744	25,473	681,217
17 寄附金		213,060	10,593	223,653
	1 寄附金	213,060	10,593	223,653
18 繰入金		1,924,135	113	1,924,248
	2 特別会計繰入金	43,114	113	43,227
19 繰越金		336,976	13,056	350,032
	1 繰越金	336,976	13,056	350,032
21 市債		959,500	238,300	1,197,800
	1 市債	959,500	238,300	1,197,800
歳入合計		24,312,983	846,910	25,159,893

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,653,628	124,843	3,778,471
	1 総務管理費	3,046,729	122,323	3,169,052
	2 徴税費	324,935	2,520	327,455
3 民生費		10,745,001	437,800	11,182,801
	1 社会福祉費	5,612,313	315,820	5,928,133
	2 児童福祉費	4,275,620	19,200	4,294,820
	3 生活保護費	828,874	102,780	931,654
4 衛生費		2,193,455	45,135	2,238,590
	1 保健衛生費	1,082,665	45,135	1,127,800
6 農林水産業費		241,080	10,276	251,356
	1 農業費	241,063	10,276	251,339
7 商工費		288,055	6,431	294,486
	1 商工費	288,055	6,431	294,486
8 土木費		2,066,237	2,820	2,069,057
	4 都市計画費	1,268,119	2,820	1,270,939
10 教育費		2,648,573	215,955	2,864,528
	1 教育総務費	798,674	1,747	800,421

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小学校費	452,603	40,316	492,919
	3 中学校費	227,029	968	227,997
	4 社会教育費	314,723	442	315,165
	5 保健体育費	855,544	172,482	1,028,026
12 公債費		1,303,235	3,650	1,306,885
	1 公債費	1,303,235	3,650	1,306,885
歳 出 合 計		24,312,983	846,910	25,159,893

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	心身障害児者福祉推進事業	千円 4,620
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	46,562
8 土木費	3 河川費	河川維持修繕事業	32,951
合 計			84,133

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 25,804	公共施設管理事業	千円 156,910

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
議会だより印刷事業	令和6年度から 令和8年度まで	8,737
広報とよあけ印刷事業	令和6年度から 令和8年度まで	58,589
まちづくりアンケート調査業務委託事業	令和6年度	1,750
固定資産評価業務委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	32,516
電話通訳業務委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	7,150
公立保育園ICT化事業	令和6年度から 令和8年度まで	45,323
老人福祉センター等に係る指定管理者の指定	令和6年度から 令和8年度まで	24,354
ひとり親家庭等学習等支援事業	令和6年度から 令和8年度まで	6,879
生活困窮者学習等支援事業	令和6年度から 令和8年度まで	4,584
栄調理場調理業務委託事業	令和6年度から 令和9年度まで	274,824
福祉体育館及び体育施設に係る指定管理者の指定	令和6年度から 令和8年度まで	228,935
文化広場に係る指定管理者の指定	令和6年度から 令和8年度まで	31,273

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
多世代交流施設総合受付空調設備更新事業	千円 5,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
多世代交流施設屋内運動場空調設備設置事業	13,000			
清掃事務所屋根防水改修事業	7,100			
新給食センター用地購入事業	139,500			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 226,300	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
臨時財政対策債	150,000			
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 302,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
臨時財政対策債	147,800			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	1,690,000	335,450	2,025,450
計	1,690,000	335,450	2,025,450

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,688,607	165,644	2,854,251
計	2,692,394	165,644	2,858,038

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	237,921	7,766	245,687

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	335,450	普通交付税 335,450 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	100,200	障害者自立支援給付費等国庫負担金 50,200 増 障害児入所給付費等国庫負担金 50,000 増
4. 生活保護費負担金	64,613	生活保護費負担金 64,613 増
8. 福祉医療費負担金	831	養育医療費支給事業負担金 831 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費補助金	56	重層の支援体制整備事業交付金 56 増

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費国庫補助金)			
計	408,112	7,766	415,878

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	1,089,642	50,515	1,140,157
計	1,091,963	50,515	1,142,478

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	456,209	23,262	479,471

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費補助金	7,710	地域生活支援事業費等補助金 7,710 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	50,100	障害者自立支援給付費等負担金 25,100 増 障害児入所給付費等県費負担金 25,000 増
10. 福祉医療費負担金	415	養育医療費支給事業負担金 415 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費補助金	29	重層の支援体制整備事業交付金 29 増
3. 心身障害者福祉費補助金	2,700	地域生活支援事業費等補助金 2,700 増

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
5. 農林水産業費県補助金	18,444	2,211	20,655
計	655,744	25,473	681,217

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	213,060	10,593	223,653
計	213,060	10,593	223,653

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 福祉医療費補助金	20,533	障害者医療費支給事業補助金 12,349 増
		障害者医療費支給事業事務費補助金 39 増
		子ども医療費支給事業補助金 5,894 増
		子ども医療費支給事業事務費補助金 124 増
		母子家庭等医療費支給事業事務費補助金 11 増
		後期高齢者福祉医療費支給事業補助金 2,116 増
1. 農業費補助金	2,211	農地利用最適化交付金 711 増
		新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金 1,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	10,593	ふるさと豊明応援寄附金 3,761 増
		教育費寄附金 6,000
		児童福祉費寄附金 832 増

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険特別会計繰入金	28,343	113	28,456
計	43,114	113	43,227

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	336,976	13,056	350,032
計	336,976	13,056	350,032

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	461,000	101,000	562,000

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
1. 介護保険特別会計繰入金		113	介護保険特別会計繰入金	113 増

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
1. 繰越金		13,056	前年度繰越金	13,056 増

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
3. 学校施設改修事業債		75,900	学校施設改修事業	75,900 増
9. 多世代交流施設整備事業債		18,000	多世代交流施設総合受付空調設備更新事業	5,000
			多世代交流施設屋内運動場空調設備設置事業	13,000
10. 清掃事務所改修事業債		7,100	清掃事務所屋根防水改修事業	7,100

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
4. 臨時財政対策債	150,000	-2,200	147,800
6. 教育債	0	139,500	139,500
計	959,500	238,300	1,197,800

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 臨時財政対策債	-2,200	臨時財政対策債 2,200 減
1. 調理場整備事業債	139,500	新給食センター用地購入事業 139,500

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	524,916	4,420	529,336	3. 職員手当等	4,420
2. 秘書人事管理 費	915,820	-1,311	914,509	4. 共済費	-1,311
7. 財産管理費	1,055,105	119,214	1,174,319	11. 役務費	1,959
				手数料	1,959
				12. 委託料	9,291
				14. 工事請負費	107,964
計	3,046,729	122,323	3,169,052		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理人事件費	4,420				4,420	扶養手当 900 増 住居手当 320 増 期末手当 1,700 増 勤勉手当 1,500 増
計	4,420				4,420	
1 秘書人事事件費	-1,311				-1,311	職員共済組合負担金 1,311 減
計	-1,311				-1,311	
3 財産管理事務事業	1,340				1,340	宮繕工事費 1,340 増
4 公共施設管理事業	117,874		101,000		16,874	手数料 1,959 増 小中学校エレベーター更 9,291 新等工事設計業務委託料 栄中学校エレベーター更 56,023 新等工事費 共生交流プラザ総合受付 5,643 空調設備更新工事費 共生交流プラザ屋内運動 13,057 場空調設備設置工事費 沓掛小学校職員用トイレ 4,797 改修工事費 清掃事務所屋根防水改修 7,964 工事費 豊明中学校特別教室棟屋 19,140 上防水改修工事費
計	119,214		101,000		18,214	
	122,323		101,000		21,323	

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	265,801	520	266,321	3. 職員手当等	520
2. 徴収費	59,134	2,000	61,134	22. 償還金、利子及 び割引料	2,000
計	324,935	2,520	327,455		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	911,218	5,584	916,802	22. 償還金、利子及 び割引料	5,584
2. 老人福祉費	1,022,061	2,684	1,024,745	7. 報償費	225
				27. 繰出金	2,459
3. 心身障害者福 祉費	1,867,422	223,830	2,091,252	11. 役務費 手数料	810
					810
				12. 委託料	4,620

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 税務人件費	520				520	扶養手当 320 増 通勤手当 200 増
計	520				520	
1 徴収計算事業	2,000				2,000	過誤納還付金 2,000 増
計	2,000				2,000	
	2,520				2,520	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	5,584				5,584	重層的支援体制整備事業 5,584 交付金返還金
計	5,584				5,584	
6 地域介護予防活動支援事業	225	85		113	27	ボランティアポイント報償費 225 増
9 介護保険特別会計繰出事業	2,459				2,459	事務費繰出金 2,459 増
計	2,684	85		113	2,486	
1 心身障害児者福祉推進事業	4,620	2,310			2,310	電算関係委託料 4,620 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(心身障害者福 祉費)				19. 扶助費	218,400
4. 福祉医療費	851,304	71,826	923,130	12. 委託料	717
				19. 扶助費	65,533
				22. 償還金、利子及 び割引料	5,576
5. 後期高齢者医 療費	960,308	11,896	972,204	18. 負担金、補助及 び交付金	11,896
計	5,612,313	315,820	5,928,133		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 心身障害児者扶助事業	218,400	158,400			60,000	訓練等給付費 77,900 増 介護給付費 22,500 増 地域生活支援費 18,000 増 心身障がい児通所・居宅サービス事業費 100,000 増
3 心身障害者事務事業	810				810	手数料 810 増
計	223,830	160,710			63,120	
1 福祉医療事業	71,826	21,779			50,047	医療費審査支払委託料 717 増 福祉医療助成費 63,869 増 養育医療助成費 1,664 増 養育医療費支給事業負担金返還金 914 子ども医療費支給事業補助金返還金 25 障害者医療費負担金返還金 4,637
計	71,826	21,779			50,047	
1 後期高齢者医療事業	11,896				11,896	後期高齢者医療療養給付費負担金 11,896 増
計	11,896				11,896	
	315,820	182,574		113	133,133	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,642,587	16,460	1,659,047	10. 需用費	79
				消耗品費	79
				17. 備品購入費	755
				22. 償還金、利子及 び割引料	15,626
2. 保育園費	2,633,033	2,740	2,635,773	2. 給料	-4,000
				3. 職員手当等	-400
				18. 負担金、補助及 び交付金	354
				22. 償還金、利子及 び割引料	6,786
計	4,275,620	19,200	4,294,820		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	44,075	16,630	60,705	11. 役務費	420
				通信運搬費	420
				22. 償還金、利子及 び割引料	16,210
2. 扶助費	784,799	86,150	870,949	19. 扶助費	86,150

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	16,460			832	15,628	消耗品費 79 増 備品購入費 755 増 子ども・子育て支援交付金等返還金 15,626
計	16,460			832	15,628	
1 保育人件費	-4,400				-4,400	一般職給 4,000 減 地域手当 400 減
2 保育事業	7,140				7,140	認可外保育施設光熱費高騰対策支援金 354 子どものための教育・保育給付交付金等返還金 6,786
計	2,740				2,740	
	19,200			832	18,368	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	16,630				16,630	通信運搬費 420 増 生活保護費国庫負担金等返還金 16,210
計	16,630				16,630	
1 扶助事業	86,150	64,613			21,537	生活扶助費 25,523 増 住宅扶助費 23,104 増 医療扶助費 37,523 増

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	828,874	102,780	931,654		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	147,002	-6,600	140,402	2. 給料	-6,000
				3. 職員手当等	-600
2. 母子保健費	417,730	529	418,259	22. 償還金、利子及 び割引料	529
3. 健康推進費	456,929	51,206	508,135	22. 償還金、利子及 び割引料	51,206
計	1,082,665	45,135	1,127,800		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	86,150	64,613			21,537	
	102,780	64,613			38,167	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生人件費	-6,600				-6,600	一般職給 6,000 減 地域手当 600 減
計	-6,600				-6,600	
1 母子保健活動事業	529				529	母子保健衛生費補助金返還金 529
計	529				529	
2 成人予防接種事業	2,042				2,042	風しん対策事業費補助金返還金 2,042
3 新型コロナウイルス予防接種事業	49,164				49,164	新型コロナウイルス対策事業費等負担金等返還金 49,164
計	51,206				51,206	
	45,135				45,135	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	12,809	711	13,520	1. 報酬	711
2. 農業総務費	52,169	8,065	60,234	2. 給料	4,100
				3. 職員手当等	3,965
3. 農業振興費	14,782	1,500	16,282	18. 負担金、補助及 び交付金	1,500
計	241,063	10,276	251,339		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	60,302	6,431	66,733	2. 給料	2,200
				3. 職員手当等	1,970
				10. 需用費	1,156
				消耗品費	1,156
				11. 役務費	18
				手数料	18
12. 委託料	1,087				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	711	711				農業委員会委員等報酬 711 増
計	711	711				
1 農業総務人件費	8,065				8,065	一般職給 4,100 増 地域手当 415 増 期末手当 2,100 増 勤勉手当 1,450 増
計	8,065				8,065	
1 農業振興事業	1,500	1,500				新規就農者育成総合対策 1,500 経営開始資金補助金
計	1,500	1,500				
	10,276	2,211			8,065	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工人件費	4,170				4,170	一般職給 2,200 増 扶養手当 300 増 地域手当 220 増 住居手当 150 増 期末手当 700 増 勤勉手当 600 増
3 ふるさと納税事務事業	2,261				2,261	消耗品費 1,156 増 手数料 18 増 ふるさと応援寄附関係委託料 1,087 増

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	288,055	6,431	294,486		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 都市下水路費	537,013	2,820	539,833	18. 負担金、補助及 び交付金	2,820
計	1,268,119	2,820	1,270,939		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	147,353	1,452	148,805	12. 委託料	1,452
3. 教育振興費	648,579	295	648,874	22. 償還金、利子及 び割引料	295

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	6,431				6,431	
	6,431				6,431	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道事業 会計繰出事業	2,820				2,820	他会計補助金 2,820 増
計	2,820				2,820	
	2,820				2,820	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 事務局事務 事業	1,452				1,452	電算関係委託料 1,452 増
計	1,452				1,452	
1 教育振興事 業	0			6,000	-6,000	財源振替
5 放課後育成 事業	295				295	放課後児童支援員等処遇 改善臨時特例交付金返還 金 295
計	295			6,000	-5,705	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	798,674	1,747	800,421		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	374,666	-7,684	366,982	2. 給料	-6,000
				3. 職員手当等	-1,684
2. 教育振興費	77,937	48,000	125,937	10. 需用費	48,000
				消耗品費	48,000
計	452,603	40,316	492,919		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	52,109	968	53,077	10. 需用費	968
				印刷製本費	968
計	227,029	968	227,997		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	1,747			6,000	-4,253	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校人件費	-7,684				-7,684	一般職給 6,000 減 地域手当 600 減 期末手当 594 減 勤勉手当 490 減
計	-7,684				-7,684	
1 小学校教育振興事業	48,000				48,000	消耗品費 48,000 増
計	48,000				48,000	
	40,316				40,316	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校教育振興事業	968				968	印刷製本費 968
計	968				968	
	968				968	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 文化広場費	5,223	442	5,665	18. 負担金、補助及 び交付金	442
計	314,723	442	315,165		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	208,190	7,713	215,903	18. 負担金、補助及 び交付金	7,713
3. 学校給食費	621,630	164,769	786,399	11. 役務費 手数料	60 60
				14. 工事請負費	9,657
				16. 公有財産購入費	155,052
計	855,544	172,482	1,028,026		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,267,380	663	1,268,043	22. 償還金、利子及 び割引料	663

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化広場管理事業	442				442	指定管理者支援金 442
計	442				442	
	442				442	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	7,713				7,713	指定管理者支援金 7,713
計	7,713				7,713	
4 給食センター整備事業	164,769		139,500		25,269	手数料 60 用地関連整備工事 9,657 新給食センター用地購入費 155,052
計	164,769		139,500		25,269	
	172,482		139,500		32,982	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	663				663	長期債元金 663 増

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	35,855	2,987	38,842	22. 償還金、利子及 び割引料	2,987
計	1,303,235	3,650	1,306,885		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	663				663	
1 公債費利子償還事業	2,987				2,987	長期債利子 2,987 増
計	2,987				2,987	
	3,650				3,650	

議案第 9 2 号

令和 5 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 9 2 号

令和 5 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6, 9 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 4 3 3, 3 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		969,459	2,128	971,587
	2 国庫補助金	77,974	2,128	80,102
4 支払基金交付金		1,385,837	61	1,385,898
	1 支払基金交付金	1,385,837	61	1,385,898
7 繰入金		1,038,797	2,459	1,041,256
	1 一般会計繰入金	844,365	2,459	846,824
8 繰越金		1	32,351	32,352
	1 繰越金	1	32,351	32,352
歳入合計		5,396,308	36,999	5,433,307

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		151,484	4,587	156,071
	1 総務管理費	102,591	4,587	107,178
7 諸支出金		30,245	32,412	62,657
	1 償還金及び還付 加算金	1,902	32,299	34,201
	2 繰出金	28,343	113	28,456
歳 出 合 計		5,396,308	36,999	5,433,307

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 事業費補助金	1	2,128	2,129
計	77,974	2,128	80,102

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業支援交付金	39,626	61	39,687
計	1,385,837	61	1,385,898

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	151,505	2,459	153,964
計	844,365	2,459	846,824

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 事業費補助金	2,128	事業費補助金 2,128 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	61	現年度分地域支援事業支援交付金 61 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	2,459	事務費繰入金 2,459 増

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	32,351	32,352
計	1	32,351	32,352

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	32,351	繰越金 32,351 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	101,833	4,587	106,420	12. 委託料	4,257
				13. 使用料及び賃借料	330
計	102,591	4,587	107,178		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	301	32,299	32,600	22. 償還金、利子及び割引料	32,299
計	1,902	32,299	34,201		

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	28,343	113	28,456	27. 繰出金	113
計	28,343	113	28,456		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	4,587	2,128		2,459		電算関係委託料 4,257 増 介護保険指定機関等管理 330 増 システム使用料
計	4,587	2,128		2,459		
	4,587	2,128		2,459		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	32,299			32,299		返還金 32,299 増
計	32,299			32,299		
	32,299			32,299		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	113			113		重層的支援体制整備事業 113 増 繰出金
計	113			113		
	113			113		

議案第 9 3 号

令和 5 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 93 号

令和 5 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 996 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,250,146 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

4 款 諸収入

3 項 後期高齢者医療広域連合支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 受託事業収入	44,044	996	45,040
計	45,174	996	46,170

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 受託事業収入	996	健診事業等受託収入 996 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 保健費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健費	53,504	996	54,500	12. 委託料	996
計	53,504	996	54,500		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健事業	996			996		後期高齢者健診委託料 996 増
計	996			996		
	996			996		

議案第 9 4 号

令和 5 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 2 号）

議案第94号

令和5年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,267,295 千円	2,820 千円	1,270,115 千円
第2項 営業外収益	565,680 千円	2,820 千円	568,500 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,267,295 千円	2,820 千円	1,270,115 千円
第1項 営業費用	1,196,573 千円	2,820 千円	1,199,393 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額306,600千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,313千円、過年度分損益勘定留保資金68,205千円、当年度分損益勘定留保資金91,089千円及び減債積立金132,993千円で補てんするものとする。」に改める。

（議会の議決を得なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	61,497 千円	2,820 千円	64,317 千円

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条中「232,519千円」を「235,339千円」に改める。

令和5年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和5年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 収 益			1,267,295	2,820	1,270,115	
	2 営業外収益		565,680	2,820	568,500	
		3 他会計補助金	232,519	2,820	235,339	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2 下水道事業 費 用			1,267,295	2,820	1,270,115	
	1 営業費用		1,196,573	2,820	1,199,393	
		1 管 ぎ よ 費	147,162	1,358	148,520	
		4 総 係 費	101,921	1,462	103,383	

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(1) 7	843	21,119	13,282	35,244	11,079	46,323
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	8,157	5,763	13,920	4,074	17,994
	合 計	0	8	843	29,276	19,045	49,164	15,153	64,317
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(1) 6	843	20,129	12,763	33,735	9,768	43,503
	資本勘定 支弁職員	0	2	0	8,157	5,763	13,920	4,074	17,994
	合 計	0	8	843	28,286	18,526	47,655	13,842	61,497
比 較	損益勘定 支弁職員	0	1	0	990	519	1,509	1,311	2,820
	資本勘定 支弁職員	0	- 1	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	990	519	1,509	1,311	2,820

() 内は、会計年度任用職員について外書きしたものである。

手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	
	補正後	180	3,074	336	979		700	1,269	
	補正前	180	2,975	336	979		700	1,269	
	比 較	0	99	0	0		0	0	
	区分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)				
	補正後	24	6,828	5,655					
	補正前	24	6,598	5,465					
	比 較	0	230	190					

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	990	その他の増減分	990	人事異動等に伴う 職員構成の変動
手当	519	その他の増減分	519	人事異動等に伴う 職員構成の変動

令和5年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1,267,295	2,820	1,270,115
	2 営業外収益		565,680	2,820	568,500
		3 他会計補助金	232,519	2,820	235,339

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2 下水道事業費用			1,267,295	2,820	1,270,115
	1 営業費用		1,196,573	2,820	1,199,393
		1 管きよ費	147,162	1,358	148,520
		4 総係費	101,921	1,462	103,383

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 他会計補助金	2,820	一般会計補助金	2,820

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 給料	660	給料	660
2 職員手当等	286	期末手当	120
		勤勉手当	100
		地域手当	66
4 法定福利費	412	職員共済組合負担金	236
		退職手当組合負担金	176
1 給料	330	給料	330
2 職員手当等	233	期末手当	110
		勤勉手当	90
		地域手当	33
4 法定福利費	899	職員共済組合負担金	253
		退職手当組合負担金	646

選任第 3 号

議会運営委員会の補欠委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日